

沙流ユーカラ街道シャトルバス

親子で地曳網体験

あつが

@日高町厚賀漁港

2014

7/20
(日)

旅行代金 (お一人様:大人、子ども同額)

2,500円

- 募集人員 20組 40名 (最少催行人員 20名)
※お申込みは親子もしくは祖父母孫でお申込みください。
お子様の年齢は5歳～15歳(中学生)までといたします。
- 昼食 焼き魚、汁物、おにぎりなど
- 添乗員 同行しません。係員がご案内します。
- 料金に含まれるもの 体験料・食事代・入浴料
- 協力 ひだか漁業協同組合 厚賀漁協青年部・婦人部
※天候によっては網が曳けない場合もございます。

集合場所：札幌駅北口鐘の広場 (8:15 集合)

札幌駅北口 (8:30) === むかわ四季の館 (トイレ休憩) =
== 日高町・厚賀漁港 (地曳網体験・昼食 / 約 120 分) =
=== 門別温泉とねっこの湯 (入浴・休憩 / 約 90 分) =
=== 日勝観光センター富川店 (買物) =====
===== 札幌駅北口 (17:30 頃)

◆持ち物◆

- ・雨具 (少雨決行です)
- ・長靴 (砂浜で行います)
- ・着替 (網を曳く際に汚れる場合があります。)
- ・軍手

※モニターツアーの為、保護者の皆様にはアンケートのご記入をお願いしております。

★本チラシが最終行程表となります。

ツアーの内容につきましては、沙流ユーカラ街道活性化協議会より委託されている下記までお問合せ下さい。

お問合せ先 株式会社ノーザンクロス平取事務所 TEL 01457-2-3501 (平日 9:00 ~ 17:00)

※ノーザンクロス平取事務所ではツアーのお申込みを受け付けておりません。裏面の予約センターまでご連絡下さい。

沙流ユーカラ街道とは、日高管内を南北に縦断する国道 237 号につけられた愛称で、日高町富川の国道 235 号との交差点から日高町宮下町の国道 274 号との交差点までのことをいいます。このたび、沙流ユーカラ街道沿線の日高町と平取町の 2 町にまたがる観光を推進する「沙流ユーカラ街道活性化協議会」が、札幌発着のツアーの事業主体となり(株)シーピーツアーズがモニターバスツアーとして企画・実施致します。

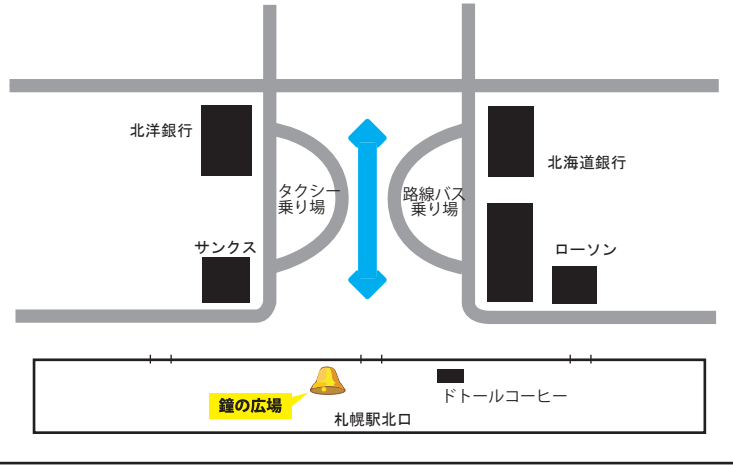
ご参加の方々にはアンケートのご記入をお願いいたします。

本ツアーは、沙流ユーカラ街道活性化協議会よりバス代金の補助を受け実施しております。



集合場所 札幌駅北口 鐘の広場
集合時間 8:15 (8:30 出発)

集合場所のご案内



※当日の受付は、添乗員もしくは係員が受付をいたしますので、各ターミナル待合室にてお待ち下さい。

※但し、出発時間等に変更がある時にはその都度ご案内いたします。

※各行程、交通事情等の理由により到着時間等が多少変更となる場合があります。

※高速道路走行中の観光バスガイドの案内は着席のご案内となる場合がございます。

最終行程表のご案内

日帰りコース

このパンフレットが最終行程表となります。(※一部コースを除く)

お申込みのご案内	希望旅行人数	旅行代金	お申込み金	希望旅行人数	旅行代金	お申込み金
	30,000円未満	6,000円		60,000円未満	12,000円	

《銀行振込先》北洋銀行 本店(普) 1737465 口座名:(株)シーピーツアーズ
※振込手数料はお客様のご負担となります。

旅行条件【要旨】

お申込みいただく前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読み下さい。詳しい旅行条件を説明した書面をご用意しておりますので、事前に確認の上、お申込み下さい。この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び旅行契約が締結されたときは、同法12条5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は(株)シーピーツアーズ(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。また、旅行条件は、下記のようなほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申込み及び契約成立時期
(1)所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込み金を添えてお申込みください。お申込み金は、旅行代金をお支払の引当としていただきます。
(2)電話、郵送、ファックスその他の通信手段でお申込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知した翌日より起算して3日以内に申込書の提出とお申込み金の支払が完了いたします。
(3)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込み金を受領したとき成立するものとします。
(4)お申込み金(お一人様)

旅行代金	お申込み金	旅行代金	お申込み金
3万円未満	6,000円	15万円未満	30,000円
6万円未満	12,000円	15万円以上	代金の20%
10万円未満	20,000円		

●団体・グループの契約について
(1)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から、旅行の申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。
(2)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
(3)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
(4)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

●旅行代金の支払い
旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にある日より前(お申込みが関係の場合は当社が指定する期日までに)にお支払いください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の希望に応じて旅行代金、取消料、宿泊施設費用などを支払うことができます。この場合のカード利用日は、お客様のお申し込み日より、お客様の承諾日となります。

●旅行代金の適用
(1)参加されるお客様のうち、特に注釈がない場合、満12歳以上の方はお申込み金、満6歳以上(航空機利用のコースは満3歳以上)12歳未満の方はこの代金となります。

(2)旅行代金は、各コースに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。

●旅行内容の変更
当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画に異なる運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

●旅行代金の変更
前項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、契約料その他既に支払い、またはこれらを支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われていたにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が生じたことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

契約解除の日	取消料(お一人様)
1)21日目に当たる日以前の解除(日帰り旅行にあっては11日目)	無料
2)20日目(日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日以降の解除(3～6を除く)	旅行代金の20%
3)7日目に当たる日以降の解除(4～6を除く)	旅行代金の30%
4)旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5)当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
6)旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

※貸切船舶を利用する旅行については、上記の表によらず、コースページ内に記載する取消料によります。
※当社の責任とされない各種コースの取扱上の事由に基づき、お取消となる場合も上記取消料をお支払いいただきます。
※お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程上の一部の変更についても、全体に対するお取消のみならず、取消料の対象となります。

(2)お客様は下記に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除すること

ができません。

●契約内容の重要な変更が行われたとき
①前項に基づき旅行代金が増額改定されたとき
②不可能となったとき、または、そのおそれが大きくなったとき
③当社がお客様に対して、別途定める日までに、最終行程表を交付しなかったとき
④当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき
●当社による旅行契約の解除及び旅行中止
(1)お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相当する額の予約料をお支払いいただきます。
(2)次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
①お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
②お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき
④お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき
⑤お客様の人数が契約書面に記載した最少乗員人員に満たないとき
この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にある日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止の通知をいたします。
⑥スズーを目的とする旅行における降雪量の不足のよりに、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき
⑦天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社が関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能になったとき、または、そのおそれが極めて大きいとき
●旅行代金に含まれるもの
旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりでエコノミークラス)、宿泊費、食費等、及び消費税等諸税。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻ししません。
(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)

●添乗員等
添乗員等表示コースには、全行程に添乗員が同行します。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は、日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。また、添乗員の指示に従わない場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。添乗員の業務は、取消し後8時から20時までです。

●当社の責任及び免責事項
(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様

北海道知事登録旅行業 第2-470号-JATA正会員

旅行企画 実施 **BT** 北海道中央バスグループ **株式会社 シーピーツアーズ**

予約センター TEL.011-221-0912

本社 TEL.011-221-1122 札幌市中央区大通東1丁目3番地中央バスターミナル2F

営業時間/平日9:00~17:30/土曜9:00~14:00(日祝休)

◎総合旅行業務取扱管理者/井道慎一

滝川営業所 TEL.0125-26-1188 滝川市栄町4丁目9番1号中央バス滝川ターミナル1F

営業時間/平日9:00~18:00/土曜9:00~14:30(日祝休)

◎総合旅行業務取扱管理者/本間宏之

FAXお申込み24時間受付中 **FAX.011-221-0117**

日帰りツアーの一部商品はインターネット予約ができます!

cbt 旅 検索

http://www.cb-tours.com

FAX用紙に
1.コース名
2.出発日(第一希望・第二希望)
3.代表者および参加者全員のお名前・年齢・郵便番号・住所・連絡先をご記入ください。
※満席でお受けできない場合もございます。予約のご回答は営業時間内にさせていただきます。

●お申込み・お問い合わせは

◎総合(国内)旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関しご不明な点があれば、ご遠慮なく左記の取扱管理者にお尋ねください。

2014.02 30,000sp